

特定施設入居者生活介護事業者の内定申請受付要項（第8期 令和4年度及び5年度開設）の質問回答について

※このQ&A、補足事項において、「川崎市認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護事業者の選定に関する要綱」は「選定要綱」、「令和3年度特定施設入居者生活介護事業者の内定申請受付要項」は「内定要項」、「特定施設入居者生活介護事業所の設置に関する事業計画書」は「事業計画書」、「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」は「指導指針」としております。

No	質問	回答
1	(日程等) 内定予定定員数について、 ○令和4年度開設分（令和5年3月1日開設期限）215名 ○令和5年度開設分（令和6年3月1日開設期限）180名 と記載されている。内定事業所の定員数の合計がそれぞれの開設年度で予定定員数に満たない場合は、どのような取扱いとなるか。	<p>予定定員数を超過しての内定は行いません。異なる年度での調整も行いません。内定結果によって、残数が発生した場合についての取扱いは、内定結果等を踏まえて改めて御案内させていただきます。</p> <p>※（参考例）残数について ○令和4年度開設分：215名募集 （4事業所260名分の応募） 1位 A事業所 80名定員 2位 B事業所 80名定員 3位 C事業所 70名定員 4位 D事業所 30名定員 ○令和5年度開設分：180名募集 （2事業所110名分の応募） 1位 E事業所 60名定員 2位 F事業所 50名定員</p> <p>この場合、A事業所及びB事業所が令和4年度開設分内定事業所、E事業所及びF事業所が令和5年度開設分の内定事業所となります（令和4年度開設分から令和5年度開設分に移行するといった数の調整は行いません）。 この場合の残数は 125名（令和4年度分55名、令和5年度分70名）となります。</p>
2	(選定基準) 特定施設入居者生活介護事業者得点表について、評価項目の中に、得点ができない「0点」であると、選定されない項目はあるか。	ありません。全体の得点で判断いたします。
3	(選定基準) 特定施設入居者生活介護事業者得点表について、合計得点が同一の場合に、優先して選定する項目（評価が高い項目）はあるか。	特定施設入居者生活介護事業者得点表の※4を参照してください。
4	(選定基準) 特定施設入居者生活介護事業者得点表「1-2 洗濯室」について、居室のある各階に設けることになっているが、現在居室のある階に「洗濯室」ではなく、廊下等に洗濯機と乾燥機ワンセットを置く予定にしているが、得点可能か。	特定施設入居者生活介護事業者得点表「1-2 洗濯室」は、衛生面等から居室のある階ごとに「洗濯室」があることを評価しています。当該項目に得点するためには、「洗濯室」の設置が必要です。
5	(選定基準) 特定施設入居者生活介護事業者得点表「1-3 居室の広さ」について、洗面設備の床が抜けていれば可という意味は、洗面器が壁掛けであればライニングスペースを除き面積参入して良いということか。または、洗面台という家具を設置した場合はどうか？	壁掛けの洗面器についてはお見込みのとおりです。洗面台という家具を設置した場合は、床が抜けていない場合、居室面積に含めることはできません。

R4.1.7
更新

6	(選定基準) 特定施設入居者生活介護事業者得点表「1-3 居室の広さ」について、現在はサービス付き高齢者向け住宅だが、教室の面積は19㎡～22㎡である。これは登録基準の但し書き共有部のスペースを確保しているため、現状の面積で認可された経緯がある。この場合25㎡確保していない為、得点の対象とはならないのか。	本項目の考え方は、「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」及び「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則」に記載された居室面積に対し、より広い居室面積を備えた事業所を得点します。よって、質問に記載された内容では得点することはできません。	R3.12.24 更新
7	(選定基準) 特定施設入居者生活介護事業者得点表「1-4 洗面台等」「1-6 トイレ・浴室」について、サービス付き高齢者向け住宅登録基準の但し書きにある共用部分に台所と浴室を設けており、認可された経緯があり、居室内に台所・浴室を設置していない。この場合、上記2項目は得点の対象とはならないのか。	問6と同様の考え方により、質問に記載された内容では得点することはできません。	R3.12.24 更新
8	(選定基準) 特定施設入居者生活介護事業者得点表「2-1 サービス提供体制強化」について ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合を求める項目について、指定申請時及び運営後の体制としては派遣職員も含むと考えてよいか。 ②勤続年数7年以上のものが占める割合を求められているが、新規施設においては既存施設の職員異動を想定してのことか。	①お見込みのとおりです。雇用形態についての定めはありません。なお、サービスソフト面の項目は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表に定める介護報酬請求上の加算の要件と重なる部分がありますが、記載内容を満たすことのみを要件としますので、それをもって加算を取得するかは任意とします。ただし、本算定要件の解釈、提出書類の様式、その他定めのない事項については、介護報酬請求上の加算の要件に準じることとします。 ②お見込みのとおりです。	
9	(選定基準) 特定施設入居者生活介護事業者得点表「2-1 サービス提供体制強化」について ①開設当初から満たしている必要があるか。 ②退職等により割合が変動する可能性もあるが、常時継続して確保する必要があるか。 ③勤続年数7年以上の者とは、該当施設の正社員、非常勤パートを含む全ての職員が対象か。	①開設時から満たしている必要があります。 ②開設後においても継続して要件を満たす必要があります。 ③対象職員については、「入居者に直接提供する職員」が対象です。雇用形態についての定めはありませんので、「入居者に直接提供する職員」に該当するすべての職員を対象として計算し、要件を満たす必要があります。また、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。	
10	(選定基準) 特定施設入居者生活介護事業者得点表「2-1 サービス提供体制強化」について勤続年数7年以上とあるが、どの時点でカウントすればよいか（申請時点なのか、開設予定時点なのか）。	開設予定時点で満たしており、開設後においても継続して要件を満たす必要があります。	R3.12.24 更新
11	(選定基準) 特定施設入居者生活介護事業者得点表「2-1 サービス提供体制強化」について勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上になるように職員配置することとあるが、事業譲渡で弊社の職員になったものは、事業譲渡前からの勤続年数を加えてよいか（事業譲渡は2度あり、弊社で3社目となる職員もいる）	介護保険最新情報vol.69(平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)(平成21年3月23日発出))において、「施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合」には、勤続年数を通算できるとしています。よって、上記要件を満たしている場合は、事業譲渡前からの勤続年数を通算することが可能です。	R3.12.24 更新
12	(選定基準) 特定施設入居者生活介護 得点表「2-2 看護師の配置について」において、看護師は正看護師・准看護師どちらも該当するか。	当該項目に得点するためには、看護師を配置することが必要です。准看護師は含みません。	
13	(選定基準) 特定施設入居者生活介護事業者得点表の「2-2 看護師の配置について」において、常に正看護師が在籍しているという解釈でよいか。	お見込みのとおりです。	

14	<p>(選定基準) 特定施設入居者生活介護事業者得点表の「2-2 看護師の配置について」の項目は、常に正看護師が在籍しているという解釈でよいか。24時間365日正看護師を配置し続ける必要があるのか(准看護師と交代金の場合)は得点は0となるのか。</p>	<p>当該項目を得点するためには、24時間365日正看護師を配置する必要があります。准看護師との交代勤務では得点することはできません。</p>	R3.12.23 更新
15	<p>(選定基準) 特定施設入居者生活介護 得点表「2-4 認知症ケアについて」において、「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは具体的に何の研修を指すか。認知症介護実践リーダー研修も該当するか。</p>	<p>平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知第2の4(17)④に定める研修とします(以下、原文を記載します)。 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。</p>	
16	<p>(選定基準) 特定施設入居者生活介護 得点表「2-4 認知症ケアについて」において、「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とあるが、「認知症介護基礎研修」、「認知症介護実践者研修」「認知症介護実践リーダー研修」の中でいずれかを終了していれば該当していることになるか。</p>	<p>認知症介護実践者等養成事業の実施について、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」が該当します。質問中に記載された研修は要件となりません。</p>	R3.12.24 更新
17	<p>(選定基準) 特定施設入居者生活介護事業者得点表の「2-6 協力医療機関」について、「② 日中及び夜間の緊急時に対応する医療行為を業務内容としている医療機関」とは、業務内容としてどのような医療行為が必要か。訪問診療、往診、受診、治療、入院支援等のうち、どの医療行為が必要となるか。</p>	<p>緊急時に対応する医療行為がどのような医療行為であるかはその時の状況により異なるため、具体的な医療行為の内容については定めていません。日中及び夜間の緊急時に対応する医療行為を入所者の状況に応じ適切に行えるような契約内容としてください。 なお、内定要項「12 内定後のスケジュール」(3)において、開設日の2か月前までに本市の確認を受ける必要があるとしていますので、その際に協力医療機関との契約書に「日中及び夜間の緊急時に対応する医療行為」が定められていることを確認いたします。</p>	
18	<p>(選定基準) 現在、八王子市で協力医療機関を確保しているが、事業所と協力医療機関との距離が離れすぎてはいけないという決まりはあるか。</p>	<p>川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針9(4)医療機関との連携を遵守する事が条件となります。指針では、近距離(移送に要する時間がおおむね20分以内)と定めております。</p>	R3.12.24 更新
19	<p>(選定基準) 特定施設入居者生活介護事業者得点表「2-6 協力医療機関」について、①有床の協力医療機関である。②日中及び夜間の緊急時に対応する医療行為を業務内容としている協力医療機関である。と記載されている。指導指針9(4)アに、入居者の病状の急変等に備えるため、近距離(移送に要する時間がおおむね20分以内)で、かつ内科・整形外科・精神科の診療科目を標榜している医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。と記載されている。得点表「2-6 協力医療機関」の条件を満たせばよいか。もしくは得点表「2-6 協力医療機関」及び指導指針の両方の条件を満たす必要はあるのか。</p>	<p>指導指針9(4)アに定める要件を満たせないと指導指針不適合となりますので、特定施設入居者生活介護事業者得点表「2-6 協力医療機関」に得点する場合は、指導指針9(4)アに定める要件を満たした上で、「2-6 協力医療機関」の要件も満たす必要があります。 なお、指導指針9(4)アを満たす医療機関と「2-6 協力医療機関」の要件を満たす医療機関は、同じ医療機関でも別の医療機関でもかまいません。</p>	
20	<p>(選定基準) 特定施設入居者生活介護事業者得点表の「4 併設サービス」について、併設サービスを別法人(親会社含む)が運営するものとして開設した場合、算定要件を満たすか。また、その場合に挙証資料として別途提出が必要な資料はあるか。</p>	<p>特定施設入居者生活介護事業者得点表の※1を参照してください。「同一の法人と同様に考えられる程度の密接な関係」とは、「併設施設における事業廃止等の重要事項に係る決定について、本体施設法人が単独で行うことができること」や「本体施設法人と併設施設法人が同一法人だった場合に起こりえない不利益(入居者の処遇に支障を及ぼす等)を入居者に対して与えることがないことと保障できること」等が必要と考えておりますので、要件を満たすかどうか、またその際の挙証資料については個別に判断いたします。</p>	

21	(選定基準) 特定施設入居者生活介護事業者得点表「4 併設サービス」について、最低継続期間はあるか？(途中での事業廃止が認められるものか)。	得点した項目については、開設後も継続して要件を満たし続ける必要があります。
22	(選定基準) 特定施設入居者生活介護事業者得点表の「4 併設サービス」について、すでに運営している定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所、訪問介護事業所(回答欄において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等」と記載します。)を併設する場合、得点できるか。	特定施設入居者生活介護事業者得点表の「4 併設サービス」に記載している「開設する」とは、特定施設入居者生活介護の内定申請後、新たに定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等を開設する場合のことをいいます。 第8期計画において、看護小規模多機能型居宅介護及び(介護予防)小規模多機能型居宅介護については、介護付有料老人ホーム等との併設を要件とすることなどにより整備を促進するとしていることから選定項目としています。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所についても同様の考え方で整備を進めています。 そのため、次のような場合には得点できません。 1 すでに定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等を開設(又は、移転させて併設)している場合 2 すでに運営している定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等を一度廃止し新たに指定を受ける等、実質的に継続して運営していると認められる場合 3 法人の合併等により、合併等前の法人が運営していた定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等を廃止して合併等後の法人が新たに小多機等事業所の指定を受ける場合等、実質的に継続して運営していると認められる場合 4 サテライト型小規模多機能型居宅介護及びサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の定員を変更し本体事業所となる場合(指定手続き上は既存のサテライト型小多機等事業所を廃止して新規に指定を受けることとなりますが、このような場合にも得点できません。)
23	(選定基準) 特定施設入居者生活介護事業者得点表の「5-1 地域交流スペース」について、現在はサービス付き高齢者向け住宅であるが、特定施設となった際に同一敷地内の別棟を地域交流スペースとして利用する場合は、採点の対象となるか。	地域交流スペースが同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する場合は認められます。なお、道路を隔てた位置にあっても、お互いが向かい合っていない場合は、認められません。
24	(選定基準) 特定施設入居者生活介護事業者得点表「5-1 地域交流スペース」について、地域交流スペースは例えば、他の用途との兼用は可能か。例：施設内食堂や会議室を兼用	「地域交流スペース設置に係る川崎市の考え方」を確認してください。地域交流スペースとして専用の設備を設ける必要がありますので、施設内の食堂との兼用はできません。会議室としての利用については、「地域交流スペース設置に係る川崎市の考え方」の※iiを確認の上、利用希望者へのスペース提供に支障が生じないようにしてください。
25	(選定基準) 地域交流スペースの最低規模等の具体的な数値(m ² 数等)を示した川崎市としての要項等はあるか。	選定要綱別表2「川崎市特定施設入居者生活介護選定基準」により30m ² 以上を得点項目としております。また、面積等の基本的な考え方については、「認知症対応型共同生活介護に係る内定申請受付要項(第8期令和4年度開設)の内容」に準じます。 ○以下、今回の選定要綱における補足(認知症対応型共同生活介護に係る内定申請受付要項(第8期令和4年度開設)の内容を準用 事業所ごとに、内法30m ² 以上(台所、専用トイレ、専用手洗いは除く。)確保し、かつ、当該事業所を運営する事業者が管理・運営することを得点の条件とします。なお、当該スペースの設置については、次の点に注意してください。 ・一般の往来から目に入りやすい位置とし、地域住民が利用しやすい配置としてください。 ・台所(一般家庭用)、専用トイレ及び専用手洗いを整備してください。 ・机及びいす(高齢者が運びやすいもの)を適当数配備してください。 ・開設後は、原則無償(光熱水費等の実費は除く)とし、ボランティアグループ等による多様なサービスの提供や、介護予防、ミニデイサービス、食事会など地域住民との交流を進めてください。

R3.12.23
更新

26	(内定申請条件) 同じ法人が複数事業所で内定申請をすることはできるか。	可能です。ただし、同一事業所が、「令和4年度開設分」及び「令和5年度開設分」に重複して申請することはできません。	
27	(内定申請条件) 既存住宅型有料老人ホームの介護付への転用を考えているが、現在の定員が86名の場合、80名を介護付として、他6名を住宅型としての登録は可能か。	全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（平成20年2月27日開催）において、「基本的に一の有料老人ホームとして届け出られたものの中に介護付有料老人ホームの部分と住宅型有料老人ホームの部分が混在することはないことを踏まえたうえで、不明瞭かつ不適切な運営形態が生じることがないように適切な指定事務を行っていただきたい。」とされており、よって、一つの建物に介護付有料老人ホームと住宅型有料老人ホームが混在するような形は認められません。	
28	(内定申請条件) 既存サービス付き高齢者向け住宅でも申し込み（内定申請）はできるのか、またその際の注意点などはあるか。	既存サービス付き高齢者向け住宅での内定申請は可能です。サービス付き高齢者向け住宅の場合、「選定要綱」別表2において、居室の広さ等、得点の取扱いが異なる項目があるので御注意ください。	
29	(内定申請条件) 建築基準法上の建物用途が「共同住宅」となっているサービス付き高齢者向け住宅が、特定施設入居者生活介護の指定を受けることは可能か。	既存サービス付き高齢者向け住宅での内定申請は可能です。選定後に特定施設入居者生活介護の指定を受けるにあたり用途変更が必要であるかについては、関係部署（まちづくり局建築審査課）に御確認ください。	
30	(内定申請条件) 今回の公募において、募集圏域の指定はあるか。	募集圏域の指定はありません。募集不可となる区域について、①内定要項3「関係法令等」②4「事業用地の確保等」を御確認ください。	R3.12.23 更新
31	(内定申請条件) 川崎市内のエリア（開設する区）で、算定要件が変わることはないか。	募集圏域の指定はなく、開設する区によって選定基準に記載された得点に変更されることはありません。	R3.12.23 更新
32	(内定申請条件) 夜間看護体制加算の要件について ①「常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めている事」の責任者は正看護師という解釈でよいか。 ②「看護職員等により、24時間連絡できる体制を確保し・・・」とあるが、看護職員等とはどの職種のことをさすか（准看護師でも可能か）。人員体制はあ正看護師1名（責任者）と他は准看護師でも問題ないか。 ③24時間連絡できる体制がとれていれば、夜間は施設に常駐しなくても良いと解釈して問題ないか。	①責任者は正看護師の配置が必要となります。 ②③老企第40号 第2の4(9)に記載された内容が回答となりますので御確認ください。 「24時間連絡できる体制」とは、特定施設内で勤務することを要するものではなく、夜間においても指定特定施設入居者生活介護事業者から連絡でき、必要な場合には指定特定施設入居者生活介護事業者からの緊急の呼出に応じて出勤する体制をいうものである。具体的には、 イ 特定施設において、管理者を中心として、介護職員及び看護職員による協議の上、夜間における連絡・対応体制（オンコール体制）に関する取り決め（指針やマニュアル等）の整備がなされていること。 ロ 管理者を中心として、介護職員及び看護職員による協議の上、看護職員不在時の介護職員による利用者の観察項目の標準化（どのようなことが観察されれば看護職員に連絡するか）がなされていること。 ハ 特定施設内研修等を通じ、介護職員及び看護職員に対して、イ及びロの内容が周知されていること。 ニ 特定施設の看護職員とオンコール対応の看護職員が異なる場合には、電話やFAX等により利用者の状態に関する引継を行うとともに、オンコール体制終了時にも同様の引継を行うこと。といった体制を整備することを想定している。	R3.12.23 更新

33	<p>(図面の事前確認)</p> <p>①提出図面は申請時必要書類にある、配置図、平面図、立面図、各室別面積表、居室配置図でよいか。</p> <p>②事前図面送信票について、最少の部屋の居室面積の算定根拠となる計算式とは、どのような計算式が適当か。</p> <p>③事前図面送信票について、鍵付書庫などの配置を明示している図面がない場合、図面ではなく写真での提出でもよいか。</p> <p>④事前図面送信票について、既に住宅型で開設していて、確認済み証の取得、近隣住民への説明を実施済み場合は、最後のチェック欄は問題ないと考えてよいか。</p>	<p>①質問中に御記載の図面をお送りいただければ不足はございません。図面の事前確認では、「川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する条例」、「川崎市有料老人ホーム設置運営指導要綱」及び「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」に定める基準が遵守されているかどうか(例えば、居室面積や廊下幅等)を確認いたします。必ずしもすべてお送りいただかなくても審査が行える場合もございますので、すでに図面をお送りいただいている場合などで審査上不足がある場合には、別途連絡させていただきます。</p> <p>②「選定要綱」別表2「1-3 居室の広さについて」の得点を確認する趣旨で記載しておりますので、面積に含めないこととしている備付の家具等を除外した面積がわかる計算式を記載してください。</p> <p>③「川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する条例」、「川崎市有料老人ホーム設置運営指導要項」及び「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」等において必要な設備については、配置も含め図面に記載していただく必要があります。</p> <p>④お見込みのとおりです。</p>
34	<p>(図面の事前確認)</p> <p>既存施設の用途は特定施設の指定をとった状況の用途を記載するのか。それとも既存用途のまま提出するのか。例：既存の併設サービスを地域交流スペースにする場合など。</p>	<p>図面の事前確認では、原則として内定申請を行う状況の図面を提出してください。ただし、改修等を予定していて、図面を作成中の場合、事前確認においては、既存の図面での提出でかまいません。その場合にも、内定申請(内定申請書類提出)の際には、改修後の図面の提出が必要です。なお、事前確認で改修前の図面を提出する場合、どの部分を改修予定であるかわかるよう図面に記載してください。</p>
35	<p>(図面の事前確認)</p> <p>既に指定されている特定施設において増床での申請を検討している。事前図面提出は必要か。</p>	<p>既に指定されている特定施設を増床する場合についても令和3年12月28日までに施設全体の図面を送付ください。なお、選定基準における項目については、既に指定されている特定施設部分及び増床部分の事業所全体で「1 建物ハード面」「2 サービスソフト面」「3 設置主体」「4 併設サービス」「5 地域包括ケアシステムの推進」「6 地域バランス」の内容を評価いたします。</p>
36	<p>(提出書類)</p> <p>事業計画書の添付書類4(1)建築概要書について、指定フォーマットはあるか。</p>	<p>指定の様式はございませんので、任意様式で提出してください。</p>
37	<p>(提出書類)</p> <p>事業計画書の添付書類6(3)建築工事見積書について、既存施設も見積書の提出は必要か。</p>	<p>事業計画書5ページ、添付書類6(3)に記載のとおり、改築・改修工事を行う場合には見積書を提出してください。工事を行わない場合、提出は不要です。</p>
38	<p>(提出書類)</p> <p>事業計画書の添付書類6(5)「近隣住民に対する説明経緯を示す書類」とあるが、近隣住民説明の具体的範囲の指定はあるか。具体的範囲が無い場合、建築基準法の「中高層建築物等」の範囲と考えているが、よろしいか。</p>	<p>具体的範囲の指定はありません。指導指針5(1)にあるように、地域の理解と協力が得られるよう努めてください。</p>
39	<p>(提出書類)</p> <p>事業計画書P-5「以下は、提出の際の添付は不要です。」との記載されているが、添付不要対象となる資料について取扱いが不明です。</p>	<p>内定申請書類提出の際に事業計画書P-5、6の印刷・添付は不要という意味合いです。P-5、6に記載している添付書類のうち、該当する書類については内定申請書類提出期間に提出が必要です。</p>

R3.12.27
更新